

平和大通り公園（仮称）の利活用のための社会実験業務 基本仕様書

1 業務名

平和大通り公園（仮称）の利活用のための社会実験業務

2 業務の概要

本市では、令和4年3月に策定した「平和大通りの利活用のための基本計画」及び令和5年3月に取りまとめた「平和大通りの利活用のための整備イメージについて」（以下「整備イメージ」という。）に基づき、官民が連携し、平和大通りの魅力や価値を高める整備及び利活用を進めることとしている。

本業務は、平和大通り公園（仮称）における利活用の幅を広げ、ポテンシャルを引き出すとともに、利活用のためのルール（案）の検討に反映できるよう、実際に利活用を実施することによって得られるデータを蓄積・分析するため、平和大通り公園（仮称）を活用した屋外でのにぎわいや魅力創出の取組など、令和4年度に開催したワークショップ（以下「WS」という。）で取りまとめた利活用のアイデアを社会実験として実施するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

4 業務の内容等

(1) 社会実験

ア 業務内容

- 社会実験の企画書の作成

社会実験については、以下の3つの内容を実施すること。

(ア) 滞在性向上空間の形成（居心地の良いくつろぎの場の提供）

(イ) 飲食・物販等の実施

(ウ) 体験型プログラムの実施

なお、社会実験の企画書の内容は、発注者に確認の上、決定すること。

- 社会実験の準備（設備レンタル、各種消耗品準備、会場設営等）

- 社会実験の運営

社会実験の来場者から飲食・物販等により料金を徴収しても良いが、受注者自ら飲食・物販等を行う場合は、その収益は社会実験の経費に充当すること。

- 広報・PR

- 関係機関との協議に必要な資料の作成及び協議、協議録の作成

- 来場者や出店事業者等へのアンケートの作成及び実施

アンケートの対象者や実施回数、項目などは発注者と協議の上、決定すること。

- アンケートの取りまとめ

- 社会実験の実施結果を踏まえた、次年度以降の継続的な活用や持続可能な仕組みづくりに向けた課題整理

※ 社会実験の企画書及びアンケートの取りまとめ結果については、別途、実施する「平和大通り公園（仮称）の利活用のためのワークショップその他業務」の受注者に提供するため、令和5年12月11日（月）までに本市に提出すること。

イ 開催場所

原則、整備イメージにおけるBゾーン及びCゾーンの交流広場予定箇所1区画以上とする。

ウ 実施時期等

- 実施時期 令和5年10～11月上旬の土曜日及び日曜日の連続した2日間
- 実施回数 1回
- 時間帯 土曜日：日中～夜間
日曜日：日中

(2) 打合せ等

本業務に係る発注者との打合せは、業務着手時や報告書提出時、社会実験の実施前のほか、適宜、かつ十分に行い、円滑な業務実施に努めること。（業務実施内容について項目を洗い出した上でチェックリストを作成し、計画段階から隨時、確認・管理すること。）

5 委託業務実施計画書

受注者は、契約締結後、速やかに委託業務実施計画書を作成し、発注者に提出し承認を得なければならない。委託業務実施計画書には、必要に応じて下記の事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 実施内容（販売内容等含む。）
- (4) 業務工程（スケジュール）
- (5) 業務組織計画
- (6) 打合せ計画
- (7) 成果品の内容、部数
- (8) 連絡体制（緊急時含む。）
- (9) その他

上記の「(2) 実施方針」又は「(9) その他」には、個人情報の取扱いや安全等の確保及び行政情報流出防止対策の強化に関する記載を含むものとする。

受注者は、委託業務実施計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度、発注者に変更委託業務計画書を提出し承認を得なければならない。

6 成果品

電子納品^(※1)により、以下の成果品^(※2)を提出すること。

- (1) 委託業務実施報告書
- (2) その他、発注者が指示するもの

※1 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果品を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下「手引」という。）に基づいて作成したものを指す。電子納品に当たっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

※2 成果品は、手引に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-Rを原則とする。）で2部、電子データの印刷物（簡易製本）1部を提出すること。

7 特記事項

- (1) 社会実験の実施後は、開催場所の現状復旧を行うこと。
- (2) 宗教・政治を目的とする活動は行わないこと。
- (3) 社会実験の実施に伴う道路占用許可及び道路使用許可の手続については、事前協議、道路占用許可申請、道路使用許可申請及び必要な料金等の負担・納入は受注者が行うこと。その際、円滑な手続きを目的として、発注者に対し協力を求めることができる。
- (4) 飲食・物販等に伴う、「臨時店舗の出店に伴う食品取扱届」の届出等、必要な手続きについては受注者が行うこと。また、料金の負担が発生した場合においても受注者が行うこと。
- (5) 社会実験で使用する水道及び電気等は、原則として受注者が自ら確保することとする。
- (6) 社会実験の実施に際し、参加者の安全確保等に配慮し、適宜、巡回・清掃等を行い、緊急時には関係行政機関へ連絡を行うこと。
- (7) 本業務の遂行に際し、他に損害及び危害を及ぼさないように努めるとともに、万一損害を与えたときは、受注者の責任において処理すること。また、近隣住民及び道路利用者など関係者から苦情等があった場合は、受注者自らの責任において丁寧に対応するものとし、その結果を発注者に報告すること。
- (8) 本業務を行うに当たり必要と思われる資料及びデータの提供は、発注者が妥当と判断する範囲内で行う。
- (9) 本業務の実施に際し、発注者に提出した成果品に係る諸権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (10) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受注者が協議して、定めるものとし、協議後は受注者が協議録を作成し、発注者に提出すること。